

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	もくぞうしょうかんのんぼさつりゅうぞう 木造聖観音菩薩立像 1 軀		
所 在 地	松山市高田		
所 有 者	光徳院	管 理 団 体	
指定年月日	昭和38年5月31日		
解 説	本尊の^{しょうかんのんぼさつりゅうぞう}聖観音菩薩立像は、像高165.5センチメートルの一木造で各部に後補の跡がみられるが、大ぶりの^{もとどり ほんぱ}髻や翻波式の刀法など古風な技法を示している。現在は十一面観音の姿となっているが、髻の形からして聖観音として造立されたものであろう。製作は10世紀と思われる。 光徳院は、高縄山の西麓にあり、密護山護持院神護寺と称した。嘉元元（1303）年、後醍醐天皇^{ちよくがんにしよ}勅願所として尊龍上人が再興し、地方^{きとう}祈祷の総本山でもあった。 大永4（1524）年の神途の戦いの時、堂宇が全焼し、阿弥陀如来とともに辛うじて搬出されたと伝えられている。天和2（1682）年時の藩主松平隠岐守定直が、家老豊島茂太夫に命じて現在地に再興させたことが棟札に残っており、その後、恵日山歓喜寺光徳院と改称した。		

